

(利用料金)

第8条 第4条の規定により別表に掲げる中央労働センターの施設の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

第10条を削り、第11条を第9条とする。

別表中「第5条」を「第8条」に改め、同表使用料の欄中「使用料」を「基準額」に改める。

(兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例（昭和51年兵庫県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（入園に係る料金）」に改め、同条中「別表第1に定める額の入園料」を「入園に係る料金」に改め、同条ただし書を削る。

第7条の見出しを「（施設の利用の許可及び料金）」に改め、同条中「別表第3」を「別表第1」に、「受けなければ」を「受け、当該施設の利用に係る料金を納めなければ」に改める。

第8条から第10条までを削る。

第11条中「第7条」を「前条」に改め、同条を第8条とする。

第12条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理)

第10条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、フラワーセンターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

2 第4条及び第7条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2（特別の展示会等を開催する場合における利用料金の額にあつては、別表第3）に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

第13条を削り、第14条を第11条とする。

別表第3を削り、別表第2中「第4条」を「第10条」に改め、同表入園料の欄中「入園料」を「基準額」に改め、同表備考の欄4中「の入園料」を削り、同表を別表第3とする。

別表第1中「第4条」を「第10条」に改め、同表入園料の欄中「入園料」を「基準額」に改め、同表備考の欄4中「の入園料」を削り、同表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第7条、第10条関係）

区 分		基 準 額			備 考
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで	
本 館	研修室	円 400	円 600	円 1,000	1 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
	展示室	200	400	600	
フラワーホール		900	1,700	2,600	2 フラワーホールを平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で規則で定める額とする。 3 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。
駐車場	大型車	1台1回につき		1,600円	1 「大型車」とは、乗車定員30人以上又は車両総重量8トン以上の自動車をいう。
	中型車	1台1回につき		800円	2 「中型車」とは、乗車定員11人以上30人未満又は車両総重量4トン以上8トン未満の自動車をいう。
	小型車	1台1回につき		500円	3 「小型車」とは、大型車及び中型車以外の自動車（自動二輪車を除く。）をいう。

（兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例（昭和53年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを削る。

第8条中「第4条」を「前条」に改め、同条を第5条とする。

第9条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（管理）

第7条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、創造劇場の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

（利用料金）

第8条 第4条の規定により、別表に掲げる創造劇場の施設の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

4 第4条の利用の許可を受けた者は、その利用について入場料を徴収した場合において、当該入場料収入の総額に100分の5を乗じて得た額が前項の利用料金の額を超えるときは、その差額に相当する額を当該施設の利用料金の割増料金として納めなければならない。

5 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

第10条を削り、第11条を第9条とする。

別表中「第5条」を「第8条」に改め、同表使用料の欄中「使用料」を「基準額」に改める。

（兵庫県立母と子の島の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 兵庫県立母と子の島の設置及び管理に関する条例（昭和57年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを削る。

第8条中「第4条」を「前条」に改め、同条を第5条とする。

第9条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（管理）

第7条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、母と子の島の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

（利用料金）

第8条 第4条の規定により母と子の島の利用の許可を受けた者は、別表に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

第10条を削り、第11条を第9条とする。

別表中「第5条」を「第8条」に改め、同表使用料の欄中「使用料」を「基準額」に改める。

（兵庫県立東はりま青少年館の設置及び管理に関する条例の一部改正）